

文学部で開講する教職科目の 履修方法の変更について

1) 2018 年度から、以下の教科で「教科に関する科目」の履修方法が変更となった箇所があります。

教科名	科目区分
中学・社会（一種）	日本史及び外国史 「哲学、倫理学、宗教学」
高校・公民（一種）	「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」
中学・英語（一種） 高校・英語（一種）	英米文学

2015 年度以前に教養学部前期課程に入学した学部学生で、一種免許状を取得するために教職科目を履修中及び履修予定の場合、学部を卒業するまでは 2018 年度以降の文学部便覧の「4. 教職科目認定科目一覧」のそれぞれの教科欄の欄外の※以下の部分は適用となりません。

また、大学院学生が一種免許状を取得するために教職科目を履修する場合、科目等履修生の扱いとなります。2017 年度以前に「教科に関する科目」の科目区分（中学・社会の場合、日本史及び外国史など）の必修科目又は選択必修科目を 1 科目も履修していない場合は、2018 年度に履修した科目については 2018 年度の便覧、2019 年度に履修した科目については 2019 年度の便覧に記載されている履修方法に則って履修してください。ただし、この取扱いは今年度（2019 年度）までとします。2020 年度以降は、2017 年度以前に「教科に関する科目」科目区分の必修科目又は選択必修科目を履修済であっても、履修する科目の開講年度の便覧に記載されている履修方法に則って履修してください。

2) 2019 年度から、以下の教科で「教科に関する科目」の履修方法が変更となった箇所があります。

教科名	科目区分
中学・英語（一種） 高校・英語（一種）	英語学

2019 年度文学部便覧の p.269「4. 2019 年度（平成 31 年度）教職科目認定科目一覧」では、「英語学」科目区分において「英語学概論Ⅰ」「英語学概論Ⅱ」2 科目が必修となっていますが、2016 年度以前に教養学部前期課程に入学した学部学生で、一種免許状を取得するために教職科目を履修中及び履修予定の場合、学部を卒業するまでは本項目は適用となりません。

また、大学院学生が一種免許状を取得するために教職科目を履修する場合、科目等履修生の扱いとなります。2018 年度以前に「教科に関する科目」の「英語学」科目区分の必修科目又は選択必修科目を 1 科目も履修していない場合は、2019 年度の便覧に記載されている履修方法に則って履修してください。ただし、この取扱いは今年度（2019 年度）限りとします。2020 年度以降は、2018 年度以前に「教科に関する科目」の「英語学」科目区分の必修科目又は選択必修科目を履修済であっても、履修する科目の開講年度の便覧に記載されている履修方法に則って履修してください。

※旧課程における「教科に関する科目」は、新課程では「教科に関する専門的事項」となります。新課程対象者ご注意ください。

不明な点などありましたら、文学部教務係、人文社会系研究科大学院係までお問い合わせください。

2019 年 4 月 12 日
人文社会系研究科・文学部